

第一〇四表 裁判所別輕罪被告人罪狀 續

Table with 15 columns: 控訴院, 地方裁判所, 皇罪ニ對ス, 靜罪ヲ害ス, 信用ヲ害ス, 健康ヲ害ス, 風俗ヲ害ス, 死屍ヲ發掘スル罪, 商業ノ妨害, 官吏濫職ノ罪, 身體ニ對ス, 財產ニ對ス, 軍人軍屬ノ罪, 合計, 上科ノ内刑者, 被告人ノ口付. Rows include 長崎, 宮城, 函館, 樺戸監獄, and 總計.

第一〇五表 重輕罪被告人處刑ノ度數 (對席裁判) 明治三十九年

Table with 17 columns: 種別, 一度, 二度, 三度, 四度, 五度, 六度, 七度以上, 合計. Sub-columns for 男 and 女. Rows include 重罪, 輕罪, 總計, and years from 明治三十八年到三十四年.

第一〇六表 諸規則違犯被告人件數及人員

明治三十九年

Table with 12 columns: 裁判, 前年ノ殘, 本年, 合計, 檢事ノ起訴ニヨリ, 豫審判事ノ決定ニヨリ, 抗告裁判ノ決定ニヨリ, 上級裁判所ノ裁判ニヨリ, 關席裁判ニ付故障申立, 前年ノ殘, 本年, 合計. Rows include 對席, 關席, 總計, and years from 明治三十八年到三十四年.

第一〇七表 諸規則違犯被告人犯狀及言渡區分

明治三十九年

Table with 15 columns: 犯狀, 死刑, 徒刑, 懲役, 禁錮, 罰金, 拘留, 科料, 管轄, 豫審判事ニ付, 無罪及免訴, 棄却及消滅, 懲治場留置, 合計. Rows include 租稅ニ關スル諸規則違犯, 往來通信ニ關スル諸規則違犯, 衛生ニ關スル諸規則違犯, 航海ニ關スル諸規則違犯, 商工業ニ關スル諸規則違犯, 圖書ニ關スル諸規則違犯, 軍事ニ關スル諸規則違犯, 其他, 總計, and years from 明治三十八年到三十四年.

本表員數前表人員ト差異アルハ違警罪ノ即決裁判ニ係ル諸規則違犯被告人ヲ算入セシニ由ル此人員次ノ如シ

Summary table with 6 columns: 明治三十四年, 同三十五年, 同三十六年, 同三十七年, 同三十八年, 同三十九年. Rows show counts for 14,452, 12,456, 11,719, 15,400, 16,315, 10,023.

本表ノ内在留外國人ノ違犯者ヲ掲クレハ次ノ如シ